



三重県公報

令和5年6月9日 (金)
 第 420 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
43	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子ども福祉・虐待対策課)	2
告 示			
376	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
377	土地収用法の規定による事業の認定	(公共用地課)	3
378	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
379	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
380	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
公 安 委 告 示			
19	警備員等検定の実施	(公安委員会)	7
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	9

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年六月九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十三号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年三重県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる申請には、前項に規定する添付書類のほか、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>令第三条第八号、第三十一条第八号又は第三十二条第六号に規定する資金の貸付申請については、住宅資金使途計画書（第八号様式）</u></p> <p>六 <u>令第三条第九号、第三十一条第九号又は第三十二条第七号に規定する資金の貸付申請については、住宅貸借証明書（第九号様式）</u></p> <p>七 <u>令第三条第十号、第三十一条第十号又は第三十二条第八号に規定する資金の貸付申請については、卒業見込証明書（第九号様式之二）</u></p> <p>八 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(貸付申請)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号に掲げる申請には、前項に規定する添付書類のほか、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>令第三条第七号、第三十一条第七号又は第三十二条第六号に規定する資金の貸付申請については、住宅資金使途計画書（第八号様式）</u></p> <p>六 <u>令第三条第八号、第三十一条第八号又は第三十二条第七号に規定する資金の貸付申請については、住宅貸借証明書（第九号様式）</u></p> <p>七 <u>令第三条第九号、第三十一条第九号又は第三十二条第八号に規定する資金の貸付申請については、卒業見込証明書（第九号様式之二）</u></p> <p>八 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第一条第三項の規定は、令和五年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 376 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) MEGA ドン・キホーテ UNY 嬉野店
 松阪市嬉野中川新町 4 丁目 205 番地
- 2 松阪市から聴取した意見
 意見なし

- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和5年6月9日から同年7月10日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 377 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26 条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 起業者の名称
志摩市
- 2 事業の種類
国府地区津波避難施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 起業地 1
 - ア 収用の部分
三重県志摩市阿児町大字国府字上ノ東地内
 - イ 使用の部分
なし
 - (2) 起業地 2
 - ア 収用の部分
三重県志摩市阿児町大字国府字下ノ東地内
 - イ 使用の部分
なし
 - (3) 起業地 3
 - ア 収用の部分
三重県志摩市阿児町大字国府字下ノ東地内
 - イ 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性について
「国府地区津波避難施設整備事業（以下「本件事業」という。）」は、志摩市が津波避難対策緊急事業計画（以下「緊急事業計画」という。）及び志摩市津波避難計画（以下「津波避難計画」という。）に基づき、国府地区に津波避難施設を新たに整備しようとするものであり、法第 3 条第 32 号に掲げる「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。
したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性について
起業者である志摩市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、緊急事業計画及び津波避難計画に基づいた事業計画を策定し、必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していると考えられる。
したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性について
 - ア 得られる公共の利益
志摩市は、平成 26 年 3 月、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に基づいて内閣総理大臣が指定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定を受けており、緊急事業計画及び津波避難計画を策定し、3 年間

で計 5 基の津波避難施設（津波避難タワー）について整備を目指している。

具体的には、三重県想定津波浸水予測図を基に津波到達時間と歩行速度から割り出した避難可能円を設定し、既存の津波避難施設に収容できない人を地区単位で抽出し、国府地区の住民及び観光施設への来訪者を避難対象者とした津波避難タワーを整備することによって、津波避難の困難な住民等を救うことが可能となるものであり、巨大地震・津波に備えた人命救助のための最重要施設となることから、本事業を施行することにより得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定により保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていない。また、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地を含んでいるが、起業者は、必要な措置を講ずることとしている。

これらのことから、本事業を施行することにより失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本事業の起業地の選定にあたっては、国府地区内において避難可能円の中で津波避難タワー整備のために必要な面積が確保できること、避難する際に利用可能性の高い道路沿いに整備することにより津波が差し迫った場合に緊急的に避難することが可能であること等から、津波避難タワーの設置場所は避難可能円の中で、かつ避難時の利用の可能性の高い道路に面した土地に設置することが最も合理的な計画といえる。

国府地区の集落は主要地方道磯部大王線及び県道安乗港線と国府白浜海岸に挟まれ、住宅連坦地域が南北に長くなっており、かつ、集落内への津波到達時間が短いため、南北に津波避難タワーを数基配置することが合理的な計画といえる。

また、避難可能円の配置からすると、津波避難タワーを 3 基設置することが最も合理的な計画といえる。

具体的な津波避難タワーの設置箇所の検討については、津波避難のための施設であることを踏まえ、極力避難距離を短くするため、起業地 1、起業地 2 については、集落内の 2 候補地を選定したうえで、社会的、技術的、経済的項目等において比較検討が行われている。

起業地 1 は、候補地と比較して、集落に近く、避難所要時間が短いこと、工事費は同程度であるものの、用地取得費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

起業地 2 は、候補地と比較して、集落に近く、避難所要時間が短いこと、工事費は同程度であるものの、用地取得費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

起業地 3 については、避難可能円に全ての住居が収まり、かつ、家屋の移転を行う必要がなく、経済的に合理的と認められる土地は起業地 3 の土地のみである。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業は、発生が懸念されている南海トラフ地震を想定しているが、国府地区は、高台のない平坦地であり、他に津波避難に適した避難場所がないため、早急に津波避難タワーの整備を進める必要がある。

また、志摩市は高齢者比率が高く、遠距離での避難が困難な災害時要援護者が多数存在しており、本事業が施行されない場合は、災害時要援護者をはじめとする住民の生命を危険にさらすことになってしまうため、地区周辺に緊急的に津波避難ができる場所として津波避難タワーが必要である。

さらに、本地区には住民のほか観光のための来訪者がおり、これらの来訪者の避難のためにも津波避難タワーが必要である。

これらのことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は法第 20 条各号の全ての要件を充足すると判断される。

以上により、起業者から申請のあった本件事業について、法第 20 条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

志摩市役所防災危機管理室

三重県告示第 378 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大泉多度線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市多度町猪飼字五反田 1542 番 12 地先から 桑名市多度町猪飼字五反田 1542 番 2 地先まで	旧	14.9~18.6	37.1
	新	14.3~15.6	37.1

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市榊原町字奥山 4183 番 10 地先内	旧	5.7~6.2	8.2
	新	6.0~8.9	8.2

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市榊原町字奥山 4183 番 10 地先内	旧	5.8~6.5	11.1
	新	5.8~9.4	11.1

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青山高原公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市榊原町字奥山 4183 番 10 地先内	旧	8.3~9.1	11.2
	新	8.3~12.5	11.2

第 5

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市新鹿町字橋間 1665 番 1 地先から 熊野市新鹿町字橋間 1660 番 1 地先まで	旧新	9.7~27.2	562.9
	新	10.1~27.1	660.0

第 6

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀宝川瀬線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
南牟婁郡紀宝町高岡字尾地 533 番 5 地先から 南牟婁郡紀宝町高岡字前地 608 番 1 地先まで	旧	9.7~11.7	55.6
	旧新	8.9~17.0	49.5

三重県告示第 379 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 畑毛本郷線	いなべ市北勢町向平字谷上 468 番地先から いなべ市北勢町向平字谷上 472 番地先まで	令和 5 年 6 月 16 日
県道 久居美杉線	津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内	令和 5 年 6 月 9 日

三重県告示第 380 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 6 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	久居美杉線	津市美杉町八知字井手谷 4016 番 12 地先内

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和 5 年 6 月 9 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 19 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 7 条の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第 1 条第 2 号に規定する施設警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）及び同条第 4 号に規定する交通誘導警備業務（以下「交通誘導警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
施設警備業務 1 級	令和 5 年 9 月 27 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	計 15 人
施設警備業務 2 級		
交通誘導警備業務 1 級	令和 5 年 9 月 27 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	計 15 人
交通誘導警備業務 2 級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
施設警備業務 1 級	令和 5 年 11 月 8 日（水）午前 9 時 15 分から正午まで
施設警備業務 2 級	令和 5 年 11 月 8 日（水）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
交通誘導警備業務 1 級	令和 5 年 11 月 2 日（木）午前 9 時 15 分から正午まで
交通誘導警備業務 2 級	令和 5 年 11 月 2 日（木）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級及び交通誘導警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級及び交通誘導警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第 9 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号） 1 通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

エ 規則第 4 条に規定する 1 級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2 級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各 1 通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
施設警備業務 1 級	令和 5 年 8 月 22 日（火）から同月 25 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
施設警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 1 級	
交通誘導警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
施設警備業務 1 級	16,000 円
施設警備業務 2 級	16,000 円
交通誘導警備業務 1 級	14,000 円
交通誘導警備業務 2 級	14,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数料は、還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪農林事務所長から通知がありました。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 5 年 6 月 5 日から同年 7 月 31 日まで
- 3 作業地域
松阪市中ノ庄町及び同市嬉野津屋城町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 5 月 26 日	伊勢市大湊町字禿松南新田 1228-1	伊勢市下野町 600-24 有限会社竹内建材 代表取締役 竹内 伸行
令和 5 年 5 月 26 日	三重郡菰野町大字菰野字横立 3440-1	三重郡菰野町大字菰野 2265-2 ボーゲンフェルド 103 片岡 亮輔 三重郡菰野町大字菰野 2265-2 ボーゲンフェルド 103 片岡 春奈
令和 5 年 5 月 26 日	三重郡川越町大字南福崎字畑新田 349-4 ほか 1 筆	愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 24-16 積水ハウス不動産中部株式会社 代表取締役社長 田垣 浩
令和 5 年 5 月 29 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 433-1	名張市希中央 1 番町 47 株式会社広芝 代表取締役 辻之上 仁

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>